

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第42号

四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則の一部を改正する規則
四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則（昭和38年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第2条関係）	
1 （略）	
2 <u>多子世帯の保育料（単位：円）</u>	
<u>区 分</u>	<u>保 育 料</u>
<u>保育所の入所児童と同一の世帯に属する兄弟が1人おり、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童発達支援を利用している場合</u>	<u>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</u>
<u>1の保育料算定の基準となる市町村民税課税額が57,700円未満であるとき、保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合</u>	<u>保育料基準額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額</u>
<u>ア 当該入所児童の保護者に監護され</u>	

<p><u>ていた者</u></p> <p><u>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</u></p>	
<p><u>保育所の入所児童と同一の世帯に属する兄弟が中学校（義務教育学校の後期課程含む。）の第3学年までに2人以上いる場合</u></p>	<p><u>0</u></p>
<p><u>1の保育料算定の基準となる市町村民税課税額が57,700円未満であるとき、保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が2人以上いる場合</u></p> <p><u>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</u></p> <p><u>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</u></p>	<p><u>0</u></p>
<p><u>上記の条件を複数満たす場合</u></p>	<p><u>その低額なもの</u></p>

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、保育料基準額を0円とし、第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額から1,000円を控除した保育料基準額に100分の50を乗じて得た額とし、第5階層及び第6階層において所得割額が77,101円未満で次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、これらのうち保育所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護

されていた者を含む。)で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の保育料は0円とする。

①から③まで (略)

(7) 保育所に入所している児童が別表の2及び備考(6)の要件をともに満たすときは、当該児童の保育料についてはその低額なものとする。

(8)から(11)まで (略)

改正前

別表(第2条関係)

1 (略)

2 同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(以下「保育所等」という。)に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合の保育料(単位:円)

同一世帯の入所児童のうち、保育所に入所している児童に係る保育料	1 同一世帯の入所児童のうち、最も年齢の高い児童	保育料基準額欄の各認定区分の額(備考(6)の規定を適用後の額)
	2 同一世帯の入所児童のうち、1の児童の次に年齢の高い児童	保育料基準額欄の各認定区分の額(備考(6)の規定を適用後の額)×0.5
	3 その他の児童	0

3 多子世帯の保育料(単位:円)

同一世帯に3人以上の児童がおり、保育所に入所している児童の兄姉が小学校に入学し、保育所等に入所し、又は児童デイサービスを利用している場合、小学6年生以下の児童から数えて第3子以降となる入所児童の保育料	0
--	---

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 第2階層において次に掲げる世帯は、保育料基準額を0円とし、第3階層及び第4階層において次に掲げる世帯は、当該階層の保育料基準額から1,000円を控除する。

①から③まで (略)

(7) 保育所に入所している児童が別表の2及び3の要件をともに満たすときは、当該児童の保育料についてはその低額なものとする。

(8)から(11)まで (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)